

令和元年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

※平成31年以降の表記は、新元号に読み替えることとする。

(復興庁R1-④)

施策名	被災者の住宅再建の支援に係る施策の推進				担当部局名	企画班	作成責任者名 (※記入は任意)	参事官 甲川 壽浩
施策の概要	東日本大震災で被災された方に対し、震災発生後の消費税の引上げに伴う住宅再取得に係る消費税の負担増加に対応するため、給付措置を行う。				政策体系上の 位置付け	復興施策の推進		
達成すべき目標	復興まちづくりに係る区域指定や宅地造成の時期など外的な要因により被災者間で生じる負担の不均衡を避け、東日本大震災で被災された方の住宅再建に支障がないようにする。			目標設定の 考え方・根拠	消費税及び地方消費税の引上げとそれに 伴う対応について(平成25年10月1日閣議決 定)	政策評価実施予定時期	平成32年8月	
測定指標	目標		測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠					
		目標年度						
1 住まいの復興給付金の給付	対象者に対する給付金の給付		31年度	・「消費税及び地方消費税の引上げとそれに伴う対応について」(平成25年10月1日閣議決定)において、「被災者については、復興まちづくりに係る区域指定や宅地造成の時期など外的な要因により被災者間で生じる負担の不均衡を避けるため、住宅再取得等に係る標準的な消費税の負担増加に対応し得る措置として、…(中略)…給付措置を行う。」とされているため。				
達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額)			当初予算額	関連する 指標	達成手段の概要等	平成31年 行政事業レビュー 事業番号	
	28年度	29年度	30年度	31年度				
(1) 住まいの復興給付金 (平成26年度)	-	-	-	-	1	・東日本大震災により被害が生じた住宅(「被災住宅」)の被災時の所有者が、引上げ後の消費税率が適用される期間に、新たに住宅を建築・購入、又は被災住宅を補修し、その住宅に居住している場合に、給付を受けることができる制度。 ・対象者からの申請に応じて給付を行う。	-	
施策の予算額・執行額	-	-	-	-	施策に係る内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	消費税及び地方消費税の引上げとそれに伴う対応について(平成25年10月1日閣議決定) 住宅取得等に係る給付措置について(平成27年2月17日閣議決定、平成28年9月26日一部改正)		